

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年10月21日提出
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宇治原 潔
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託企画部 茶木 健
【電話番号】	03 - 5533 - 4608
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券に係 るファンドの名称】	ニッセイノパトナム・世界代表株ファンド
【届出の対象とした募集内国投 資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年7月16日をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」ということがあります）の記載事項において、重大な約款変更の手続き開始にともない訂正すべき事項がありますので、これを訂正するために本訂正届出書を提出します。

## 【訂正の内容】

### 第一部【証券情報】

#### （12）【その他】

原届出書「第一部 証券情報」「（12）その他」について、以下の通り記載内容を訂正いたします。

「ニッセイ/パトナム・世界代表株ファンド」（以下「当ファンド」といいます）につきましては、以下の通り信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

#### 1. 予定している信託約款の変更内容（詳細は後記「信託約款変更新旧対照表」をご参照ください）

- ① 当ファンドのマザーファンドの運用委託先であるザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー（以下「パトナム社」といいます）への運用委託を終了し、委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）である弊社による自社運用に変更
- ② 当ファンドの名称を「ニッセイ世界代表株ファンド」に変更（マザーファンドも同様に変更）
- ③ 各銘柄に概ね等金額投資し、組入銘柄を定期的に見直す方針について、組入銘柄の投資比率の変更および組入銘柄の入替を柔軟に行う方針に変更\*
- ④ 当ファンドの運用管理費用（信託報酬）の料率を年率 1.512%（税抜 1.4%）から年率 0.0648%（税抜 0.06%）引下げ、年率 1.4472%（税抜 1.34%）に変更
- ⑤ 当ファンドの信託期間について、無期限から平成 33 年 4 月 20 日までに変更

の信託約款の変更に合わせ、原届出書に記載の投資方針の一部を以下の通り変更いたします。

- ④ 世界を米州、欧州等、アジア・オセアニアの 3 地域に分割し、各地域別の投資比率は 1 / 3 ずつを基本とし、各地域の銘柄数を 10 銘柄程度とすることにしていますが、地域別銘柄数比率について制限を設けないことに変更

#### 2. 信託約款の変更理由

当ファンドの運用については、パトナム社に運用指図に関する権限を委託しているマザーファンドを通じて、日本を除く世界各国の株式の中から、各業界をリードする「世界代表企業」の株式 30 銘柄程度に投資を行っております。今般、当ファンドについて、弊社において運用することによりパフォーマンス向上をめざすことといたします。これにより、当ファンドの管理の一層の効率化がはかられ、信託報酬率の引下げが可能となると判断したことから、パトナム社への運用委託を終了し、自社運用に変更いたします。合わせて、自社運用の一般的な株式運用ファンドと同様に運営・管理を適切に行うため、信託期間に期限を設けることなどともなう信託約款の所要の変更を行う予定です。

## 3. 信託約款変更の主な手続き(書面による決議)および日程

議決権行使期間	平成27年10月22日から平成27年11月16日まで
書面による決議の日 (信託約款変更可否決定日)	平成27年11月18日
信託約款変更の効力発生日(予定)	平成28年 1 月20日

書面による決議は、平成27年10月22日時点で当ファンドを保有している受益者(委託会社を除く)を対象とします(受益者の保有している受益権口数が議決権の数となります)。

したがって、平成27年10月21日以降のお申込みにより取得された受益権については、当該信託約款の変更に関する議決権を行使する権利はございません。

対象となる受益者には、前記の議決権行使期間中に委託会社に対し、議決権行使書面をもって、本決議における議決権を行使いただきます。

本決議は、議決権を行使できる受益者(委託会社を除く)の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます(前述に満たず否決された場合は信託約款の変更は行いません)。

本決議の結果は、可決または否決いずれの場合でも、前記の書面による決議の日の翌日以降、弊社のホームページ(<http://www.nam.co.jp/>)にて掲載いたします。

**信託約款が変更される場合、その変更の効力が発生するのは平成28年1月20日となります。**

信託約款の変更内容は、次の通りです。

追加型証券投資信託「ニッセイ／パトナム・世界代表株ファンド」

信託約款変更新旧対照表

\*下線は変更部分を示します。

新	旧
<p>(ファンド名称) ニッセイ世界代表株ファンド</p> <p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 ニッセイ世界代表株 マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。 なお直接、株式等に投資を行う場合があります。</p> <p>(2) 投資態度 ① ニッセイ世界代表株 マザーファンドを通じて実質的に主として日本を除く世界各国の株式に分散投資を行います。 ②～④ (略)</p> <p>3. 収益分配方針 (略)</p> <p>① 分配対象額の範囲 経費控除後の配当等収益(ニッセイ世界代表株 マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)および売買益(評価益を含みます。ただし、ニッセイ世界代表株 マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を除きます。)等の全額とします。 ②～③ (略)</p> <p>追加型証券投資信託 ニッセイ世界代表株ファンド 約 款</p> <p>(信託期間) 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成33年4月20日までとします。</p> <p>(受益権の申込単位および価額等) 第12条 取扱販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を1口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じます。ただし、別に定める「ニッセイ世界代表株ファンド自動けいぞく(累積)投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益権の取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。 ②～⑦ (略)</p> <p>(運用の指図範囲等) 第16条 委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「ニッセイ世界代表株 マザーファンド」(以下、「マザーファ</p>	<p>(ファンド名称) ニッセイ／パトナム・世界代表株ファンド</p> <p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 ニッセイ／パトナム・世界代表株 マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。 なお直接、株式等に投資を行う場合があります。</p> <p>(2) 投資態度 ① ニッセイ／パトナム・世界代表株 マザーファンドを通じて実質的に主として日本を除く世界各国の株式に分散投資を行います。 ②～④ (略)</p> <p>3. 収益分配方針 (略)</p> <p>① 分配対象額の範囲 経費控除後の配当等収益(ニッセイ／パトナム・世界代表株 マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)および売買益(評価益を含みます。ただし、ニッセイ／パトナム・世界代表株 マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を除きます。)等の全額とします。 ②～③ (略)</p> <p>追加型証券投資信託 ニッセイ／パトナム・世界代表株ファンド 約 款</p> <p>(信託期間) 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項、または第53条第2項の規定による信託終了日または投資信託契約解約の日までとします。</p> <p>(受益権の申込単位および価額等) 第12条 取扱販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を1口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じます。ただし、別に定める「ニッセイ／パトナム・世界代表株ファンド自動けいぞく(累積)投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益権の取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。 ②～⑦ (略)</p> <p>(運用の指図範囲等) 第16条 委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「ニッセイ／パトナム・世界代表株 マザーファンド」(以下、「マザーファ</p>

新	旧
<p>「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>(略)</p> <p>(信託報酬等の総額および支弁の方法)</p> <p>第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の134の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(信託期間の延長)</p> <p>第56条の2 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。</p> <p>(運用報告書に記載すべき事項の提供)</p> <p>第56条の3 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>附則第1条 約款第12条第1項の「ニッセイ世界代表株ファンド自動けいぞく(累積)投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「ニッセイ世界代表株ファンド自動けいぞく(累積)投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合「ニッセイ世界代表株ファンド自動けいぞく(累積)投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとし、</p>	<p>「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>(略)</p> <p>(信託報酬等の総額および支弁の方法)</p> <p>第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の140の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 委託者は、主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から毎計算期末到来後または投資一任契約終了時に支弁するものとし、その報酬額は当該計算期間を通じて毎日、信託財産に属する「ニッセイ/パトナム・世界代表株 マザーファンド」の時価総額に年10,000分の30の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>(新設)</p> <p>(運用報告書に記載すべき事項の提供)</p> <p>第56条の2 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>附則第1条 約款第12条第1項の「ニッセイ/パトナム・世界代表株ファンド自動けいぞく(累積)投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「ニッセイ/パトナム・世界代表株ファンド自動けいぞく(累積)投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合「ニッセイ/パトナム・世界代表株ファンド自動けいぞく(累積)投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとし、</p>

## 親投資信託「ニッセイ/パトナム・世界代表株 マザーファンド」

## 信託約款変更新旧対照表

新	旧
<p>(ファンド名称)</p> <p>ニッセイ世界代表株 マザーファンド</p> <p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(略)</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(ファンド名称)</p> <p>ニッセイ/パトナム・世界代表株 マザーファンド</p> <p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(略)</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 短期的な銘柄の入替えは原則として行わず、定期的に組入銘柄の見直しを行います。</p> <p>⑤ 運用にあたっては、ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー(The Putnam Advisory Company, LLC.)に運用指図に関する権限(国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限</p>

新	旧
<p>(削除)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>親投資信託 ニッセイ世界代表株 マザーファンド 約 款</p> <p>(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 本受益証券には、「ニッセイ世界代表株 マザーファンド」という名称を付します。</p> <p>④～⑩ (略)</p> <p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第15条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>(略)</p> <p>(運用の権限委託)</p> <p>第18条 (削除)</p> <p>(信託業務の委託等)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務</p> <p>4. (略)</p>	<p>を除きます。)を委託します。</p> <p>⑥ 各銘柄への資産配分は、概ね等金額投資となることを目標とします。なお、定期的に各銘柄の組入比率を調整しますが、組入銘柄の株価変動等に伴い等金額投資を維持できない場合があります。</p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>親投資信託 ニッセイ/パトナム・世界代表株 マザーファンド 約 款</p> <p>(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 本受益証券には、「ニッセイ/パトナム・世界代表株 マザーファンド」という名称を付します。</p> <p>④～⑩ (略)</p> <p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第15条 委託者（第18条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、本条、第17条、第19条から第28条まで、第30条、第34条から第35条までについて同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>(略)</p> <p>(運用の権限委託)</p> <p>第18条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。ただし、国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。</p> <p>ザ・パトナム・アドバイザーズ・カンパニー・エルエルシー アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ボスト・オフィス・スクエア1</p> <p>② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その額については当該証券投資信託の信託約款において定めるものとします。</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じした場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</p> <p>(信託業務の委託等)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 委託者（第18条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務</p> <p>4. (略)</p>